

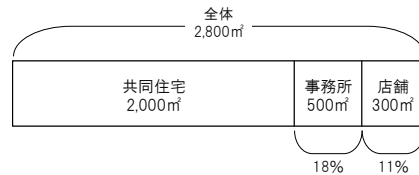
CASBEE 川崎 評価上の注意事項

1 複合用途について

複合用途の評価を行う場合、基本的には各用途の評価結果を面積按分することになりますが(建築物環境計画書作成マニュアル P3-20 参照)、**建物全体の延床面積の 2 割未満の用途**については、**主用途(他の用途区分)**に含めて評価することも可能です。(用途毎に評価しても構いません。)

例

右の図のような場合、事務所も店舗も 2 割未満となるため、**建物全体を共同住宅として評価可能**です。



※例のように、共同住宅を含む複合用途で、共同住宅以外の用途が 2 割未満のため建物全体を共同住宅として評価する場合、評価ソフトのメインシートの用途別延床面積の入力にあたっては、**共用部に[共同住宅の共用部+その他用途の面積]**を入力してください。

2 住宅用途について

<共用部の評価>

エントランスホールや集会場等の共用部で空調を行っており、居室と同等と考えられる部分については、共用部として評価対象に含まれますが、**管理人室のみ空調を設置している場合や、共用部に空調を設置していない場合には、Q1-1.1~Q2-1.2.3 (Q2-1.1.3 バリアフリーを除く)の共用部の評価は、全て「対象外」**を選択してください。

<住居部分の評価>

下記の場合には、住居部分の評価は「**対象外**」を選択してください。

空調が居住者設置となる場合には、**Q1-2.1.1 (室温) 2.2 (湿度制御) 2.3 (空調方式)**が「**対象外**」

照明が居住者設置となる場合には、**Q1-3.3 (照度) 3.4 (照明制御)**が「**対象外**」

<住宅用途で評価可能な項目>

Q3と**LR3-2.2**の項目では、レベルを問わず、評価する項目の根拠資料を求めています。下記の項目については、根拠資料不要で評価が可能になります。

Q3-3.2-V 1) と 2)については、住宅用途であれば**2 ポイント**

LR3-2.2-II 5) ②についても、住宅用途であれば**3 ポイント**

3 工場用途について

工場・倉庫・車庫などの工場用途と判断される場合、**直接運営に関係する事務室等は別用途とする必要はありません。**(単独の事務室と見ることができる場合、事務所と工場の 2 用途と判断することも可能です。)

事務室部分が 2 割以上の場合

事務室部分の床面積が建物全体の 2 割以上の場合、**Q1 (室内環境) ~Q2-1 (機能性)**は、**事務室部分を対象として評価**してください。この場合、**事務所の基準ではなく、工場の基準での評価**となりますので、ご注意ください。

事務室部分が 2 割未満の場合

事務室部分の床面積が建物全体の 2 割未満の場合には、**事務室部分はないものとして評価**することになりますので、**Q1 (室内環境) ~Q2-1 (機能性)**は、**全て「対象外」**を選択してください。

<LR1 の評価>

建築物省エネ法において計算対象部分がない場合、評価ソフトのメインシートの用途別延床面積の入力にあたっては、「**うち省エネ計画書対象面積**」の欄に**0**を入力し、**LR1 は全て「対象外」**を選択してください。

4 病院用途について

<共用部の評価>

病院の共用部の評価は、評価項目毎に「**外来待合**」と「**診療室**」の両方を評価する場合と、**どちらかを評価する場合**があります。どの部分を評価するかは、マニュアルの適用条件に記載があります。

両方を評価する場合、各部分の評価結果を面積按分することになります。面積按分とした場合には、「**外来待合**」及び「**診療室**」のそれぞれの合計面積について、その根拠を確認できる資料(求積図等)を添付してください。

共用部の「外来待合」

外来の待合室が対象室となりますが、食堂と一体となったデイルーム等も外来待合として評価してください。廊下等の部分は含まれません。

共用部の「診療室」

外来診療部門とスタッフ等の利用する居室部分(事務室・医局等)が対象となります。

手術・処置(リハビリ部門を含む)・検査に関わる部門は含まれません。また、会議室・講堂・当直室・控室・廊下・トイレなど、常時利用されない部分や居室でない部分も含まれません。

※老人ホームにおいて、共用部の「**外来待合**」や「**診療室**」に相当する部分がない場合には、**集会室や多目的室等を対象に評価**してください。

<宿泊部の評価>

宿泊部は原則として**一般病室のみ**を対象とします。ICU・無菌室等は含まれません。